

第4回 多文化共生のまち福島推進検討委員会 会議録

- 1 日 時 令和2年7月10日（金曜日） 13:30～15:15
- 2 場 所 福島市役所本庁舎 4階 市長応接室
- 3 出席者 中川祐治委員長、佐藤美奈子副委員長、大宮由美委員、クームズ・アンドリュース委員、【欠】竹田洋介委員、【欠】渡辺正雄委員、加納武志委員、清水修二委員、佐藤和子委員、【欠】許東暁委員、キャロル・ルイーズ委員
- 4 内 容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - (3) その他
 - (4) 閉会
- 5 概 要 議事内容について事務局説明後、質疑応答、意見交換・自由討議
- 6 委員の主な発言

議長

それでは議事に移りたいと思います。次第に沿って議事を進めます。事務局より、次第の（1）、これまでの議論・意見の振り返りについての説明をお願いします。

事務局

資料説明 P1～P4 … これまでの議論・意見の振り返りについて

議長

ただいまの事務局の説明に対して、ご質問ご意見などがありましたら挙手お願いします。その他に、各委員の皆さん方から何か補足するような情報等がありましたら、よろしくお願いたします。

それでは、他にご意見ご質問がないようですので、事務局より次第（2）、外国人アンケート調査結果についての説明をお願いします。

事務局

資料説明 P5～P14 … 外国人アンケート調査結果について

委員

日本語の教室についてですが、外国人が最初に日本に来て、日本語教室があると、「この電話番号に電話して下さい」と案内されますが、全然日本語が話せないから、電話が怖く

て相談できないという事情も考えなければいけないと思う。

委員

誰か間に入って連絡をとった方がやりやすいということですね。

委員

逆にたとえばオーストラリアに移住するときは、みんなはスカイプの授業で、一人200時間くらい、無料のレッスンをしてもらえる。スカイプでマンツーマンの英会話が無料でできます。今、ズームが流行っているから、オンラインの教室で日本語の学習もできるかなと思っております。

事務局

今お話あったところでいうと、やはり、行政のつなぎの役割というのが非常に大事なんだなということを感じたところです。あと、オンラインの講座なども、今回のコロナの関係でどんどん増えてきていますが、そういったものも有効な手法なんじゃないかということで、大変ありがたいご意見をいただきました。

議長

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対して、ご質問ご意見などありましたら挙手をお願いします。

委員

外国人の就労に関して、ずいぶんいろいろ巷では、マスコミなんかで、労働条件が悪くて逃げ出したとか、給料を払わないとか、いろんなトラブルがしばしば報道されています。県内や市内では、そういうようなことはないというふうに考えていいんですか。

事務局

そうですね。実は当課でも先々週ぐらいから、監理団体さん回りを、始めました。情報と意見の交換をしていますが、今現在、そういう話は全然出ていません。福島でいうと、むしろ日本人の方が、外国人の方に良くしなくちゃ、良い待遇で迎えなくちゃとの思いが強いようです。例えばアパートについても、ちゃんと確保してあげなくちゃとか、かなり神経質なぐらいまで外国人の方に気を配って、いろいろとサービスしてあげないと、というような意識でいるそうです。逆に外国の方がそういう被害・状況にあって不満が出ているとか、苦情が出ているという話は伺ってはおりません。

議長

たぶん今、おっしゃってくださったのは、技能実習生のお話しだと思うんですけども、一部そういう業種があったりとか、会社があったりというのはニュースで流れていました。ずいぶん制度が改正されて、監理団体さんなどの責任が重くなっているんで、たぶん状況はかなり改善されているんじゃないかなとは思いますが。まだ依然として一部そういうものが残っているというのは、ニュースで報じられているようなものだと思います。

国の方も、技能実習制度はできるだけ閉じる方向でいきたい、というのが本音のようで、特定技能の方にちゃんとシフトしてという流れはあるようです。

では、事務局より次第の（３）、多文化共生のまち福島推進指針（案）についてご説明お願いいたします。

事務局

資料説明 P15～P16、別添資料１ … 多文化共生のまち福島推進指針（案）について

議長

ただ今の説明に対して、ご質問等ありましたら挙手お願いします。

委員

確認ですが、短期の滞在者、観光客などは、今回の指針、施策の中には入ってないですね。

事務局

短期の旅行者は対象として想定していませんが、多言語表示などの受け入れ環境の整備というところというと、「外国人等」という表現は使っていますので、広義ではそのサービスの恩恵は受けるものと考えています。

委員

私は、ここははっきり区別した方がいいと思っています。この施策のパッケージを見ても、観光コンベンション推進室はほとんど出てこないわけであって、私はそれでいいというふうに思っているんです。

事務局

実は「観光振興計画」というのが市にございまして、そのなかでインバウンドの受け入れ環境の整備というのが入ってきます。「花観光計画」などでもそうですが、インバウンドを意識した作りになっているので、基本的なインバウンド向けの計画は、あくまでそちらの計画に委ねております。

委員

オリンピックに言及しているのは、あくまでも背景というか意味合いで書いてあるだけなんですよね。それでいいかと思います。

事務局

入口の部分で、背景として、外国人旅行者が福島に魅力を感じて、将来的に在住者につながってくるかもしれない、というような想定のかなで指針の整理はしております。

委員

読んでみてちょっと混乱するなというふうに思ったのは、「市民」という用語の使い方です。最初のほうに、「多文化共生の意義は」という2ページの3行目に「市民一人ひとりがお互い認め合い対等な関係を築きながら共に暮らしていく」と。ここでの「市民」とは明らかに、外国人を含んでいるわけです。現に3ページの上から4行目、「海外にルーツを持つ市民を含む市民一人ひとり」というふうに書いてあって、これはそうだなというふうに了解はするんですけども。他方で9ページを見ますと、この絵では、市民と外国人は別になっております。その「(1) 市民」のところでは、「困っている外国人がいたら笑顔で声をかける」、これは明らかに日本人の市民を表しています。それから、8ページのアクションガイドは、前文のところ、「すべての市民、企業、団体」と書いてありますけども、このアクションの中身を見ると、明らかにこれは日本人の市民に対して、こういうふうにしましょうと呼び掛けになっているわけですね。ここでは「市民」は日本人なんです。9ページの絵の一番上、「市民一人ひとりがお互いに認め合う、多様性を尊重したまち」という言葉だけをみると、普通の市民は、この「市民」に外国人が入っているというふうに思わないんですよ。文脈でもって、理解してもらおうということかもしれないんですけども、そのへんの言葉の使い方をどっかかに整理しないと、ごちゃごちゃになるように思うんです。書きながらそういう思いはなかったんですか。

事務局

分ける事にはなってしまいましたが、文理解釈はできるのかな、とは思っておりました。確かに捉え方によっては、市民は日本人、外国人は市民じゃないという、極端な見方がされないかと心配はしていたところです。

委員

行政的には市民とは何を指してるんですか。住民登録してる人ですか。

事務局

ここの表現の仕方は、少し検討したいと思います。

事務局

実は日本人の方にやってもらいたいこと、外国人の方にもやってもらいたいことがあり、それぞれがアクションを起こすことで、お互いに自立し合って、困った時はお互いが助け合う、お互いが活躍できる、というのを描いていたので、どうしてもアクションガイドでは分けざるを得なくなってしまいました。ここの表現は非常に難しいので、他の自治体のものも見ながら、うまく分けられるか、あるいは分けない方がいいのか、検討してみます。

委員

市民一人ひとりがというと、日本人同士も含むわけでしょ。ここで言いたいのは、そうじゃなくて、日本人とそうでない人との間の相互理解ですから。この表現だと、少し入口で混乱しちゃうと思います。

事務局

ご提案ありがとうございます。

議長

関連してでもけっこうですが、他の視点、観点からでも何かご質問、ご意見ございますか。

委員

8ページのアクションガイド（案）のところですが、アクション3のケース3では、「助け合えるグループづくりをみんなで勧めましょう」になってますよね。そしてアクション4のケース3では、「住みやすいやさしいまちづくりをみんなで進めましょう」になっていて、「勧」と「進」になっています。あえて、アクション3の「勧」の勧めるというのは、みんなで一緒にいくんじゃないで、やりなさいよということですすめるのかってところで、ここの意図を教えてくださいなと思いました。

事務局

前文の「声を掛け」というところでの結びとして、この表現をとっています。当事者じゃない方も含めて、勧奨するといいいますか、一緒になってそういう仕組みづくりにも関与するというか、お手伝いするような、そういった第三者的な視点も入れた関係で、こちらでは「勧める」という表現をとったところです。

委員

そして、いわゆるアクション4の生活環境作りは、みんなでこうやっていきたいと思いますということで整理しているのですね。

事務局

そうです。みんながプレーヤーとしてアクションを起こす、というようなイメージです。

委員

さっき話題に出た、日本人も、外国人も一緒に行動していきましょうということなんですね。

事務局

そうです。

委員

ありがとうございます。

委員

漢字だと細かなニュアンスの違いが出てきてしまうので、ひらがな表記にしてしまうと意味上の混乱はしないかと思います。

事務局

ありがとうございます。

議長

他はいかがでしょうか。

先ほどの委員の発言について言えば、市民性・市民権、いわゆるシティズンシップみたいなものでいうところの「市民」という概念の話だと思います。たぶん最初の方で使われているのは、「シティズンシップエデュケーション」のシティズンシップ（市民としての役割を果たせるようになることを目指す）、市民性教育の話だと思います。日本の人が市民と聞いて捉える言葉の捉え方と、シティズンシップのときの市民性というときの市民というのと、ちょっと言葉の整理が必要かもしれません。

では次の、4番目の生活ガイドブックについてのご説明をお願いします。

事務局

資料説明 P17～P18、別添資料2 … 生活ガイドブックについて

委員

県内他市で、こういうの出しているところがありますか。

事務局

あります。大きな都市は大体作成していますが、私たちのものは今26ページ、他の都市は50数ページとか、倍ぐらいはあります。頁数を増やすと、どこをみていいかわからないという視認性や情報検索上の課題もあるので、今回検討委員会の中でも、メインの情報だけまず入れて、あとは必要な細かい情報はリンクを貼るとかで、情報の引き出しをよいういにすべきというご意見をいただきました。本市のガイドブックはQRコードも入れるなど、すぐ検索できる仕組みをもたせているので、他の自治体と比べてかなり簡素で見やすい形で作られていると思います。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明に対してご質問等がありましたら、挙手お願いします。

委員

ちなみにこれは、どこで配られているのでしょうか。一般の人はどうやって手に取ることが出来ますか。

事務局

まずは住民登録する際に、外国人の方と分かればこの情報の案内はします。加えて、今、生活相談窓口の開設の準備を進めておりますので、そちらにも配備したいと考えております。さらに、市のホームページですとか、市の国際交流協会のホームページ、さらにはフェイスブックでご活用を促していきたいと考えています。

議長

以上で議事は終了となりますが、その他、何か事務局でご説明ありますか。

事務局

冒頭お伝えしましたが、こちらの指針（案）は、今後市の庁内におきまして最終調整を行います。発表時期は8月頃発表で考えておりますが、コロナの影響の状況を見ながらということ考えています。指針発表に合わせて、生活相談窓口も開設をするということでご案内はしたいと思います。

生活ガイドブックについては継続して見直しは進めていきます。

こちらの委員会についてですが、本委員会の第1回目のときにもご案内しました通り、

ネットワーク会議に改組して、今後、指針の検証や、外国人にかかるニーズがどのような状況なのか、国際化の状況はどうなっているのかというような、情報共有の場にしたいと考えております。

説明は以上になります。

議長

では私はこれで任を解かせていただきます。

今日で最終回になります。円滑なご進行にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。